証券コード　1414
平成27年９月４日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋箱崎町７番８号
ショーボンドホールディングス株式会社
取締役社長　石　原　一　裕

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第８回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年９月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年９月25日（金曜日）午前10時（受付開始は午前９時）
２．場　　所　　東京都江東区東陽六丁目３番３号
　　ホテル　イースト21東京　３階「永代の間」
　　（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　１．第８期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）
　　事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
　　連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第８期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）
　　計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)６名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　　第６号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
　　第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.sho-bondhd.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内建設市場は、民間設備投資は緩やかな増加基調となりましたが、公共投資については国の2014年度予算の執行が年度の前半に集中したため、昨年7月以降の国からの発注は低調となりました。一方、東京都の「東京都長期ビジョン」による橋梁の長寿命化及び耐震化の施策や、NEXCO等の高速道路会社による道路の老朽化対策、大規模修繕等の本格化により、補修分野の発注は比較的堅調な受注環境となりました。しかしながら、建設技能技術者や工事資材等の需給動向には引き続き注意が必要な状況となっています。

このような環境のなか、当社グループは老朽化した社会インフラの補修・補強及び長寿命化や予防保全の高まるニーズに対して積極的な受注活動を行った結果、受注高は前年同期比1.3%減の54,811百万円となりました。

売上高につきましては、前期からの繰越工事の施工が順調に進んだため、前年同期比5.1%増の52,124百万円となりました。

損益につきましては、期首の繰越工事が前期に比べ5,947百万円多く、また、大型工事の受注も増加したことにより施工の平準化が図られたことに加え、受注時採算の厳格な検討や原価管理の徹底により粗利益率が改善し営業利益は前年同期比21.3%増の9,144百万円、経常利益は前年同期比19.5%増の9,480百万円、当期純利益は前年同期比18.3%増の5,926百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメントにおける受注高、売上高は次の通りです。

（受注高）

区　　分	前連結会計年度 （平成26年6月期）	当連結会計年度 （平成27年6月期）	増減（△）率
国内建設事業	53,671百万円	52,746百万円	△1.7%
その他の事業	1,874百万円	2,064百万円	10.1%
合　　計	55,546百万円	54,811百万円	△1.3%

（売上高）

区　　分	前連結会計年度 （平成26年6月期）	当連結会計年度 （平成27年6月期）	増減（△）率
国内建設事業	47,724百万円	50,059百万円	4.9%
その他の事業	1,874百万円	2,064百万円	10.1%
合　　計	49,599百万円	52,124百万円	5.1%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は173百万円であります。なお、特記すべき重要な設備の投資、除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第　5　期 （平成24年6月期）	第　6　期 （平成25年6月期）	第　7　期 （平成26年6月期）	第　8　期 （当連結会計年度） （平成27年6月期）
売上高（百万円）	44,368	51,792	49,599	52,124
経常利益（百万円）	6,867	7,221	7,932	9,480
当期純利益（百万円）	3,687	4,349	5,008	5,926
1株当たり当期純利益（円）	136.99	161.58	186.09	220.21
総資産（百万円）	64,364	70,259	70,708	75,784
純資産（百万円）	47,801	51,797	56,081	61,470
1株当たり純資産額（円）	1,775.96	1,924.43	2,083.64	2,283.86

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ショーボンド建設 株式会社	百万円 10,100	% 100	公共構造物の補修補強工事の請負
ショーボンド化学 株式会社	230	100	工事用材料の製造、販売
ショーボンドカップ リング株式会社	280	100	メカニカル管継手の製造、販売

(6) 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称及び住所

ショーボンド建設株式会社

東京都中央区日本橋箱崎町７番８号

② 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

39,523百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

41,227百万円

(7) 対処すべき課題

東日本大震災以降も、各地で地震が頻発し、今後起こり得る巨大地震への備えがますます重要になっています。また、橋梁やトンネルなどの老朽化が問題になり始めてから、かなりの年数が経過しましたが、耐震対策や老朽化対策の進捗は、国、高速道路会社、地方自治体それぞれで異なっているのが実情です。

耐震対策が比較的進んでいる国や高速道路会社および三大都市圏の自治体については、予防保全型維持管理のニーズが今後、高まってくることが予想され、三大都市圏以外の自治体については通行が規制されている橋梁が今なお、数多くあることなどから耐震対策、老朽化対策の課題が山積している状況と思われます。このような状況のなか、当社は今まで以上に、各客先のニーズを把握し、当社の製品や工法でお応えできるようしっかりとした準備をしていくことが大事であると考えます。

地方自治体は、発注形態も様々であり、案件の規模も比較的小さくなりがちなため、きめ細かく対応する必要があります。全国主要都市に本拠を置く地域子会社を活用して、幅広いニーズを取り込んでいくとともに、国や高速道路会社からの受注については、需要の多い地域に人員を集中配置して、限られた人員のなかで効率的な受注と施工を目指すとともに、工事用材料・製品の販売による売り上げ拡大も図ります。

既存の構造物を対象とする工事は、サービスを供用しながら施工する必要がある場合が非常に多く、また、設計通り施工できることのほうが少ないなど、品質、コスト、安全、環境への配慮などの相反する条件を満たしながら、工期内に竣工することが求められます。このような、困難な条件を克服するためにも、長年培った技術力やノウハウを施工に活かすとともに、現場からのフィードバックや発注者からのニーズに応えるべく研究開発にも注力して、新しい工法や製品、材料を生み出し、また既にある技術に改良を加えながら、「社会資本を良好な状態で次世代に引き継ぐ」との使命感のもと、公共インフラの総合メンテナンスを通じて、豊かで安全な社会の実現に貢献してまいります。

(8) 主要な事業内容（平成27年６月30日現在）

主要な事業	主な工事・製品内容
国内建設事業	公共構造物の補修補強工事の請負及び関連する製品の販売 主な工事：橋梁補修、橋梁補強、橋梁耐震補強、建物耐震補強、その他構造物（トンネル、上下水道、港湾他）の補修補強 主な製品：緩衝チェーン、せん断ストッパー、ＢＭ－Ｓダンパー、ＫＴブレース、ＳＴジョイント、ＡＩジョイント
その他の事業	メカニカル管継手の製造、販売及び工事用材料の製造、販売 主な製品：ストラブカップリング、ショーボンドカップリング316、ショーボンドグラウト、＃101、＃202（コンクリート用接着剤）

(9) 主要な営業所及び工場（平成27年６月30日現在）

会社名	主要な拠点
当社	本社（東京都中央区）
ショーボンド建設株式会社	本社（東京都中央区）、北日本支社（宮城県仙台市）、首都圏北陸支社（東京都江東区）、中部支社（愛知県名古屋市）、近畿圏支社（大阪府大阪市）、西日本支社（広島県広島市）、補修工学研究所（茨城県つくば市）
ショーボンド化学株式会社	本社・川越工場（埼玉県川越市）
ショーボンドカップリング株式会社	本社（東京都中央区）

(10) 使用人の状況（平成27年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
752名	8名

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	1名	47.3歳	18.8年

（注）１．使用人数は就業員数を記載しております。
２．平均勤続年数は、当社グループでの勤続年数を通算しております。

２．会社の株式に関する事項（平成27年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　60,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　29,102,590株（自己株式2,187,634株を含む）

(3) 株主数　　7,967名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,815千株	10.46%
上田昭	2,304	8.56
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,329	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	1,274	4.73
第一生命保険株式会社	1,210	4.49
明治安田生命保険相互会社	792	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	767	2.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	647	2.40
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	612	2.27
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	538	2.00

（注）１．持株比率は自己株式（2,187,634株）を控除して計算しております。
　　２．持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	上　田　　昭	ショーボンド建設株式会社代表取締役会長 一般財団法人上田記念財団理事長
代表取締役社長	石　原　一　裕	ショーボンド建設株式会社代表取締役副会長
代表取締役副社長	藤　井　宗　司	経営企画部長、ショーボンド建設株式会社代表取締役社長
取　締　役	岸　本　達　也	ショーボンド建設株式会社取締役副社長
取　締　役	川　上　　滋	ショーボンド建設株式会社顧問
取　締　役	岳　尾　弘　洋	技術広報部長、ショーボンド建設株式会社専務取締役技術本部長
取　締　役	鈴　木　成　章	広報管理部長兼財務部長、ショーボンド建設株式会社常務取締役管理本部長兼経理部長
常勤監査役	松　島　　亨	ショーボンド建設株式会社常勤監査役
監　査　役	渡　邊　敏　久	ショーボンド建設株式会社監査役、弁護士
監　査　役	亀　田　　浩	ショーボンド建設株式会社監査役

（注）１．監査役渡邊敏久氏及び監査役亀田浩氏は社外監査役であります。
２．監査役松島亨氏は、長年にわたりショーボンド建設株式会社の経理部で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は、監査役渡邊敏久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額	摘　　要
取　締　役 （うち社外取締役）	５名 （　－　）	62百万円 （　－　）	平成20年９月26日開催の第１回定時株主総会の決議による取締役及び監査役の報酬限度額は、取締役は年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役は年額50百万円以内であります。
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	10百万円 （５百万円）	
合　　計	８名 （２名）	72百万円 （５百万円）	

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記支給額のほか、社外監査役が子会社から受けた役員としての報酬額は15百万円であります。

(3) 社外役員等に関する事項

社外監査役

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役渡邊敏久氏は、当社子会社のショーボンド建設株式会社の社外監査役を兼務しております。

・監査役亀田浩氏は、当社子会社のショーボンド建設株式会社の社外監査役を兼務しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会（10回開催）		監査役会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役	渡邊敏久	10回	100%	12回	100%
監査役	亀田　浩	10回	100%	12回	100%

（注）両社外監査役は出席した取締役会において、社外の立場から公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査を報告し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者を選定するまでには至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化等を踏まえ、平成27年９月25日開催予定の第８回定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行に関する定款の一部変更議案とともに、社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　監査法人和宏事務所

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	６百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

・会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

６．業務の適正を確保するための体制および運用状況

１．決議の内容の概要

当社は、平成２７年５月１日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、平成27年５月11日開催の取締役会において「株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム)」の改定を行っております。その内容は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス担当部署が中心となり、コンプライアンス・ポリシー（社是、企業行動基準）を全役職員に周知徹底させると共に、コンプライアンスに関する規程、マニュアルを整備、強化し、定期的に研修を行う。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制を整備していく。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理統括部署は、担当役員の指揮監督の下、リスク管理規程に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用および各部門・事業子会社への啓蒙、指導を行う。

② 各部門・事業子会社の長は、リスク管理規程に定めるリスクが発生した場合、速やかにリスク管理担当役員及びリスク管理委員会事務局に報告し、リスク管理担当役員は、報告を受けた内容を取締役会及び監査役会へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月１回程度開催すると共に、必要に応じ臨時

取締役会を適宜開催する。経営方針に関わる重要事項については、事前に会長、社長、その他必要な取締役が充分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮の下行う。

(5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社各社のコンプライアンス推進については、親会社のコンプライアンス担当部署が、グループ全体のコンプライアンスを統括する体制とする。コンプライアンス・ポリシー（社是・企業行動基準）の全役職員への周知徹底と、コンプライアンスに関するマニュアルの作成、定期研修、相談・通報体制の検討についても、その範囲をグループ全体とする。

② 子会社各社の経営については、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を求め、重要案件については事前協議を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する組織を設置できるものとし、その人事異動、組織変更等については監査役会の意見を尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、役職員による法令違反又は不正行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

② 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席して、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するとともに、内部監査部門と連携し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができる。

③ 子会社の取締役、監査役及び使用人から監査役への報告に関する手続を定め、監査役が必要とする情報を適時適切に提供する。

④ 当社は、監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底する。

⑤ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備する。

２．体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況

当社では、研修会を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令、規程等を順守することの徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制については監査役を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組みの状況

取締役の職務の執行に係る情報については、総務部が文書管理規定に基づき適切かつ確実に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の取組みの状況

損失の危機の管理に関しては、リスク管理規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

取締役会は取締役７名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。取締役会は当事業年度中に10回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されていると考えております。

(5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

当社グループでは、法令の改正等の内容を適時通知するなどして、また、事業所単位で研修会を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令、規程等を順守することの徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制については、監査役を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めてまいります。

また、グループ間取引、子会社各社の重要案件の決定、定型外取引、重要な新規取引等については事前協議を十分に行い、グループ決裁基準に基づき、適切に決裁されております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する取組み及び当該使用人の取締役からの独立性に関する取組みの状況

監査役の監査は、監査室および会計監査人と連携して行われており、十分に機能していると考えられることから、取締役から独立した補助使用人の選任はしておりません。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されております。監査役会は当事業年度中に12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、代表取締役社長および監査室並びに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況について意見交換を行っております。当事業年度における監査役の取締役会への出席は10回であり、代表取締役社長および担当役員から経営状況等の説明を受けております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた取組みの状況

総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟する特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との協力体制を整備しております。また、不当要求があった場合はリスク管理規程に定める不当要求リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに排除する体制を整備しております。

７．会社の支配に関する基本方針（平成27年８月10日廃止）

当社は、平成20年２月５日の取締役会において決議した「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に定義されるものをいい、以下「本プラン」といいます。）に関し、その後の当社を取り巻く環境や資本市場の変化を考慮し、一部を見直して平成23年２月４日に継続いたしました。その後、東日本大震災や中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故などにより、当社の事業分野への注目度が更に高まるなどの事業環境の変化に対応するため、再度継続することを平成26年２月10日開催の取締役会で決議いたしました。

「本プラン」の有効期間は、平成26年２月10日から平成28年６月期の決算発表（平成28年８月中旬）までとしておりますが、本年５月の改正会社法施行および６月の株式会社東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードの適用開始を受け、検討を重ねた結果、平成27年８月10日開催の取締役会において「本プラン」を同日付で廃止することを決定いたしました。

なお、「本プラン」の内容は以下の通りです。

１．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、本プランを最初に決議した平成20年当時ほどではないものの、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付を提案される可能性は低いとはいいきれません。こうした大規模買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社グループの企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社グループを支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

この実現に資する取組みとして、当社は、当社の株式に対する大規模買付提案がなされた場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、まず、当社取締役会が情報の収集及びその検討等を行い、その結果や当社取締役会としての意見を株主の皆様に開示することで、当社の株主の皆様が十分な情報のもと、適切なご判断を行っていただけるような仕組みを構築することが不

可欠であると考えております。

当社は現時点において当社株式等の大規模買付提案を受けているわけではなく、また、本プランは、いわゆる買収防衛策について定めるものではありません。買収防衛策の導入につきましては、重要な経営課題の一つとして、法制度や関係当局の判断・見解、市場の受け止め方等を注視しながら、導入の要否、導入を行う場合には、その内容についての検討を行ってまいります。

２．基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上が経営の最重要課題の一つと認識しています。以下に掲げる取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み

(1) 当社の経営の基本方針

当社は、純粋持株会社として子会社の経営の支配、指導、管理を行っています。子会社グループの主要な事業は、土木・建築分野のコンクリート構造物の補修・補強市場において、独自工法を含む多種多様な工法により、自社開発の工事材料や、樹脂接着剤・注入剤（子会社グループ内で製造）を用いて施工する特殊工事です。また補修・補強工事という性格上、新設・新築に比べ請負額が比較的少額で、工期も短く、設計図と実際の施工対象物の状況が異なるなどの悪条件を克服しながら施工しなければならないなど、高度な技術力と様々なノウハウが必要な業態です。その一方、施工対象とする構造物は、供用中の道路橋梁やトンネル、学校、鉄道各社や電力会社のインフラなど公共性の高い社会資本が多く、地域住民の安全確保に直結する社会貢献度の高い重要な事業を行っているいわば「縁の下の力持ち」的な企業集団だと自負しています。今ある社会資本を、環境への負荷が大きいスクラップ＆ビルドではなく、適時適切にメンテナンスすることにより良好な状態で次世代に引き継ぐことが私たちの使命だと考えています。

(2) 中期的な企業価値向上のための取組み

高度成長期に造られた多くの橋梁やトンネルなどの構造物の老朽化が、各地で問題になっています。高速道路各社が、橋梁をはじめとする構造物の更新や大規模な補修工事に着手するとの発表も昨年来相次いでおり、2020年の東京オリンピック開催も決定したことから、インフラの整備に拍車がかかることも予想されます。また、災害時の避難所となる学校などの建物の耐震補強工事も急務です。

今後建設業界では、技術力や生産性の向上、経営の効率化により、良いものを低コストで提供する企業が評価される時代を迎えるとの認識を当社は持っていますが、東京オリンピックに向けて、一時的な建設バブルが到来する恐れもあり、すでに資機材や労務費の高騰も始まっています。こうした中、当社グループは、いたずらに事業拡大を図らず得意とする補修・補強分野に経営資源を集中し、今までに培ってきた技術力をさらに向上させ、また補修・補強に関する新工法や新商品の開発に取り組んでいきます。また、これまでに蓄積した技術やノウハウを改良し、施工品質を磨くことで、会社の評価をさらに向上させ、優秀な人材を確保するとともに、業績の向上と安定した配当を行い、またコーポレートガバナンスを強化することにより、様々な課題をクリアーし、企業価値ひいては株主共同の利益向上に努めてまいります。

３．本プランの内容

(1) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株券等の大規模買付提案またはこれに類似する行為（以下「買付等」といいます）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます）は、予め本プランに定められる手続に従うこととします。

① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が15%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付

(2) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、株券等の所有状況及び取引状況等を含みます）

② 買付等をする株券等の種類、買付等の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の価格・種類、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます）

③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定の経緯、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）

④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）

⑤ 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑥ 買付等の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

(3) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます）の提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合、その時点から、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます）を当社取締役会は設定します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容及び当社取締役会としての代替案の検討を行います。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとします。

② 株主及びステークホルダーに対する情報開示

当社取締役会は、買付者等から買付の提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要及び当社取締役会による検討内容（取締役会検討期間の開始日及び終了日を含みます）その他の状況のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行うものとします。

(4) 不適切な買付等の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当する場合、当該買付等を不適切な買付等であると考えます。

① 上記(2)「買付者等に対する情報提供の要求」に定める情報提供及び取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

② 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等である場合

（ⅰ）株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

（ⅱ）当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

（ⅲ）当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

（ⅳ）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

④ 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

⑤ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

⑥ 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関

係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

⑦ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針等を含みます）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合

⑧ 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成26年２月10日から効力が発生するものとし、平成28年６月期の決算発表（平成28年８月中旬）まで有効といたします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会は、随時本プランの再検討を行い、内容の見直しを行う場合があります。

本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満は切捨てて表示しております。また比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年６月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**47,106**	**流動負債**	**12,364**
現金預金	14,626	支払手形・工事未払金等	4,594
受取手形・完成工事未収入金等	15,324	電子記録債務	2,973
有価証券	15,603	未払法人税等	2,189
未成工事支出金	6	未成工事受入金	517
その他のたな卸資産	592	役員賞与引当金	226
繰延税金資産	286	完成工事補償引当金	48
その他	670	工事損失引当金	21
貸倒引当金	△4	固定資産解体費用引当金	71
固定資産	**28,678**	その他	1,721
有形固定資産	**12,010**	**固定負債**	**1,950**
建物・構築物	3,179	繰延税金負債	679
機械装置・運搬具	52	土地再評価に係る繰延税金負債	358
工具器具・備品	63	退職給付に係る負債	611
土地	8,683	役員退職慰労引当金	16
建設仮勘定	30	その他	283
無形固定資産	**158**	**負債合計**	**14,314**
投資その他の資産	**16,509**	純資産の部	
投資有価証券	13,575	**株主資本**	**62,049**
退職給付に係る資産	733	**資本金**	**5,000**
繰延税金資産	41	**資本剰余金**	**36,013**
その他	2,199	**利益剰余金**	**24,784**
貸倒引当金	△40	**自己株式**	**△3,747**
		その他の包括利益累計額	**△579**
		その他有価証券評価差額金	**2,458**
		土地再評価差額金	**△3,480**
		為替換算調整勘定	**6**
		退職給付に係る調整累計額	**435**
		純資産合計	**61,470**
資産合計	**75,784**	**負債・純資産合計**	**75,784**

連結損益計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：百万円）

売上高		**52,124**
売上原価		**39,480**
売上総利益		**12,643**
販売費及び一般管理費		3,499
営業利益		**9,144**
営業外収益		367
受取利息	87	
受取配当金	131	
受取保険金	76	
受取賃貸料	42	
その他	29	
営業外費用		30
支払手数料	14	
賃貸費用	9	
その他	6	
経常利益		**9,480**
特別利益		0
固定資産売却益	0	
特別損失		13
固定資産除却損	13	
税金等調整前当期純利益		**9,467**
法人税、住民税及び事業税	3,395	
法人税等調整額	145	3,540
少数株主損益調整前当期純利益		**5,926**
当期純利益		**5,926**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	36,013	20,407	△3,746	57,674
会計方針の変更による累積的影響額			253		253
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,000	36,013	20,660	△3,746	57,927
当期変動額					
剰余金の配当			△1,803		△1,803
当期純利益			5,926		5,926
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	4,123	△1	4,122
当期末残高	5,000	36,013	24,784	△3,747	62,049

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,529	△3,518	△16	412	△1,592	56,081
会計方針の変更による累積的影響額						253
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,529	△3,518	△16	412	△1,592	56,335
当期変動額						
剰余金の配当						△1,803
当期純利益						5,926
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	928	37	22	23	1,012	1,012
当期変動額合計	928	37	22	23	1,012	5,134
当期末残高	2,458	△3,480	6	435	△579	61,470

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項　全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数　17社

(2) 主要な連結子会社の名称　ショーボンド建設株式会社
ショーボンド化学株式会社
ショーボンドカップリング株式会社
なお、前連結会計年度まで連結子会社でありました中国化工建設株式会社は岡山化工建設株式会社との合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項　該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項　連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産　通常の販売目的で保有するたな卸資産

未成工事支出金　個別法による原価法

その他のたな卸資産　総平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法を採用しております。但し、平成10年４月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産　定額法を採用しております。
但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 完成工事補償引当金　完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に、将来の補償見込額を加味して計上しております。

④ 工事損失引当金　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事の損失見込額を計上しております。

⑤　役員退職慰労引当金　　連結子会社の一部について、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金内規」に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥　固定資産解体費用引当金　　撤去予定の建物解体費用の支出に備えるため、合理的に見積もった解体費用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②　退職給付に係る会計処理

1. 退職給付見込額の期間帰属方法　　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 数理計算上の差異の費用処理方法　　数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、発生年度から費用処理しております。

５．会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へと変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が129百万円減少し、退職給付に係る資産が265百万円、利益剰余金が253百万円増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

６．追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年７月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6％から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成27年７月１日から平成28年６月30日までのものは33.1％、平成28年７月１日以降のものについては32.3％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が10百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が95百万円、その他有価証券評価差額金が123百万円、土地再評価差額金が37百万円、退職給付に係る調整累計額が17百万円それぞれ増加しております。

（表示方法の変更）

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「流動負債」の「支払手形・工事未払金等」に含めていた「電子記録債務」（前連結会計年度406百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしています。

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取賃貸料」（前会計年度30百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしています。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　8,643百万円

2．土地の再評価

当社連結子会社のショーボンド建設株式会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日　平成12年６月30日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△2,420百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	29,102,590株	—	—	29,102,590株

2．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	2,187,344株	290株	—	2,187,634株

(注)自己株式（普通株式）の株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年9月25日定時株主総会	普通株式	1,130	42.00	平成26年6月30日	平成26年9月26日
平成27年2月10日取締役会	普通株式	672	25.00	平成26年12月31日	平成27年3月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年9月25日定時株主総会	普通株式	1,426	利益剰余金	53.00	平成27年6月30日	平成27年9月28日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は預金や高格付け社債等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達は短期的な運転資金及び設備資金等は全て自己資金を充当し、不足分を銀行借入による方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券は、主にマネー・マネジメント・ファンド及びコマーシャルペーパーであり、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業等の株式及び債券等であります。いずれも市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はほぼ全てが４か月以内の支払期日であります。法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、ほぼ全てが２か月以内に納付期限が到来するものであります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、金融商品に係るリスク管理は連結子会社であるショーボンド建設株式会社経理部が統括して行っております。各リスクについてのリスク管理体制等は次のとおりであります。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、共通の債権管理規程に従い、営業債権について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い定期的に取引先の状況をモニタリングしております。回収遅延債権及び取引先の経営状況の悪化等による回収懸念債権については定期的に報告され、個々の取引先ごとにリスクの軽減を図る体制をとっております。

②市場価格の変動リスク（株式価格や債券価格の変動リスク）の管理

株式については、購入に際して取引先との業務上のメリット、財務状況及び将来性を考慮しており、定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握するとともに、その保有の妥当性を検討しております。

その他の有価証券及び投資有価証券については一時的な余資運用と位置付けており、資金運用基準を定め、投資適格な債券等を運用対象としております。また、資金運用基準については市場環境等を勘案し、定期的に見直しを行っております。これらの債券等についても定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握するとともに、その保有の妥当性を検討しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画等を作成する方法により流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金預金	14,626	14,626	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	15,324	15,324	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	29,179	29,179	－
資産計	59,130	59,130	－
(1) 支払手形・工事未払金等	4,594	4,594	－
(2) 電子記録債務	2,973	2,973	－
(3) 未払法人税等	2,189	2,189	－
負債計	9,756	9,756	－

（注）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預金及び (2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。その他は、マネー・マネジメント・ファンド等の公社債投資信託など、いずれも短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 支払手形・工事未払金等 (2) 電子記録債務及び (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　2,283円86銭

２．１株当たり当期純利益　　220円21銭

（注）「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額が、16円19銭増加しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年６月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,140**	**流動負債**	**20**
現金預金	724	その他	20
繰延税金資産	1	**固定負債**	**0**
未収還付法人税等	402	繰延税金負債	0
その他	12	**負債合計**	**20**
固定資産	**40,086**	純資産の部	
投資その他の資産	**40,086**	**株主資本**	**41,206**
関係会社株式	40,083	**資本金**	**5,000**
その他	3	**資本剰余金**	**35,834**
		資本準備金	1,250
		その他資本剰余金	34,584
		利益剰余金	**4,119**
		その他利益剰余金	4,119
		繰越利益剰余金	4,119
		自己株式	**△3,747**
		純資産合計	**41,206**
資産合計	**41,227**	**負債・純資産合計**	**41,227**

損　益　計　算　書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：百万円）

営業収益		**2,155**
営業費用		**175**
営業利益		**1,979**
営業外収益		9
受取利息	5	
その他	3	
営業外費用		0
支払利息	0	
その他	0	
経常利益		**1,988**
税引前当期純利益		**1,988**
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	0	2
当期純利益		**1,986**

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,000	1,250	34,584	35,834	3,937	3,937	△3,746	41,025	41,025
当期変動額									
剰余金の配当					△1,803	△1,803		△1,803	△1,803
当期純利益					1,986	1,986		1,986	1,986
自己株式の取得							△1	△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									－
当期変動額合計	－	－	－	－	182	182	△1	181	181
当期末残高	5,000	1,250	34,584	35,834	4,119	4,119	△3,747	41,206	41,206

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法

２．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

関係会社に対する短期金銭債権	2百万円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との営業取引による取引高の総額	2,160百万円
２．関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	5百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数　普通株式	2,187,634株

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	0百万円
繰越欠損金	0百万円
その他	0百万円
繰延税金資産合計	1百万円
繰延税金負債	
その他	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純額	0百万円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正については次のとおりですあります。

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年７月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.9％から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成27年７月１日から平成28年６月30日までのものは33.1％、平成28年７月１日以降のものについては32.3％にそれぞれ変更されております。この税率変更に伴う影響は軽微であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ショーボンド建設株式会社	10,100	土木建築工事業	100%	役員９名	経営管理、資金の貸付及び借入	経営指導料	161	未収入金	2
							配当金受取	1,775	－	－
							資金の借入	361	－	－
							利息の支払	0	－	－
							資金の貸付	1,449	－	－
							利息の受取	5	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社が各子会社との間に締結した経営管理契約に基づき、取引条件を決定しております。
２．資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
３．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　1,530円99銭
２．１株当たり当期純利益　73円79銭

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年８月５日

ショーボンドホールディングス株式会社
取締役会　御中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　嶋　　豊　㊞

業務執行社員　公認会計士　畝　　照　尚　㊞

業務執行社員　公認会計士　小　澤　公　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ショーボンドホールディングス株式会社の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ショーボンドホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年８月５日

ショーボンドホールディングス株式会社
取締役会　御中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　嶋　　豊　㊞

業務執行社員　公認会計士　畝　　照　尚　㊞

業務執行社員　公認会計士　小　澤　公　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ショーボンドホールディングス株式会社の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人和宏事務所から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年８月10日

ショーボンドホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　松　島　　亨　㊞

社外監査役　渡　邊　敏　久　㊞

社外監査役　亀　田　　浩　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を経営の重要事項と認識しており、業績に連動した配当を安定的に行うことを基本方針としております。

第８期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたします。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき53円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,426,492,668円となります。

（注）中間配当を含めた第８期の年間配当は、１株につき78円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年９月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

①公告の周知性および利便性の向上を図るため、公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めます。

②「会社法の一部を改正する法律」（平成26年第90号）が平成２７年５月１日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するための所要の変更を行います。

③監査等委員を含む取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条に定める取締役の責任免除の規定および会社法第427条に定める責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するための変更を行います。なお、これらの規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（公告方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 ＜新設＞	（公告方法） 第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。 ②　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
（員　数） 第19条　当会社の取締役は７名以内とする。 ＜新設＞	（員　数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は７名以内とする。 ②　当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は４名以内とする。
（選任方法） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。 ②　＜条文省略＞ ③　＜条文省略＞	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 ②　＜現行どおり＞ ③　＜現行どおり＞

現行定款	変更案
（任　期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	②　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。	③　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は、会社法第370条の要件に該当する場合には、取締役会の決議があったものとみなす。
＜新設＞	（業務執行の決定の取締役への委任） 第29条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第30条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款	変更案
第30条　＜条文省略＞	第31条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（取締役の責任免除） 第32条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役および監査役会	**第５章　監査等委員会**
（監査役および監査役会の設置） 第31条　当会社は監査役および監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第33条　当会社は監査等委員会を置く。
（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は４名以内とする。	＜削除＞
（監査役の選任） 第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞

現行定款	変更案
（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	＜削除＞
（常勤監査役） 第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役の報酬等） 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
（社外監査役との責任限定契約） 第37条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。	＜削除＞
（監査役会の招集通知） 第38条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第34条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
（監査役会の決議の方法） 第39条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第35条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現行定款	変更案
（監査役会の議事録） 第40条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第36条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（監査役会規程） 第41条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第37条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
第42条～第44条　＜条文省略＞	第38条～第40条　＜現行どおり＞
（会計監査人の報酬等） 第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第46条～第49条　＜条文省略＞	第42条～第45条　＜現行どおり＞

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（７名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	石原一裕（いしはらかずひろ） (昭和24年４月18日生)	昭和48年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成14年２月　同行法人営業部長 平成14年４月　ショーボンド建設株式会社入社 平成14年９月　同社常務取締役 平成15年１月　同社専務取締役 平成17年２月　同社代表取締役副社長 平成17年８月　同社代表取締役社長 平成20年１月　当社代表取締役社長（現任） 平成22年１月　ショーボンド建設株式会社代表取締役副会長（現任）	13,200株
2	藤井宗司（ふじいそうし） (昭和23年11月10日生)	昭和47年４月　ショーボンド建設株式会社入社 平成９年９月　同社取締役神戸支店長 平成15年１月　同社常務取締役 平成16年３月　同社常務執行役員 平成17年９月　同社取締役常務執行役員 平成19年４月　同社取締役専務執行役員 平成20年１月　当社取締役 平成20年８月　ショーボンド建設株式会社代表取締役専務執行役員 平成21年７月　同社代表取締役専務取締役 平成22年１月　同社代表取締役社長（現任） 平成22年１月　当社代表取締役副社長 平成24年４月　当社代表取締役副社長兼経営企画部長（現任）	36,931株
3	岸本達也（きしもとたつや） (昭和38年４月８日生)	平成13年４月　ショーボンド建設株式会社入社 平成21年４月　同社横浜支店長 平成23年４月　同社取締役執行役員近畿圏支社長 平成24年７月　同社専務取締役近畿圏支社長 平成24年９月　当社取締役（現任） 平成25年４月　ショーボンド建設株式会社専務取締役営業本部長 平成27年４月　同社取締役副社長（現任）	900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	岳尾　弘洋（たけお　こうよう） (昭和31年10月５日生)	昭和54年４月　ショーボンド建設株式会社入社 平成19年４月　同社九州支店長 平成20年９月　同社執行役員九州支社長 平成22年１月　同社取締役執行役員九州支社長 平成23年４月　同社取締役執行役員営業本部本社技術部長 平成23年９月　当社技術広報部長 平成24年７月　ショーボンド建設株式会社取締役常務執行役員技術本部長 平成25年９月　当社取締役技術広報部長（現任） 平成26年４月　ショーボンド建設株式会社専務取締役技術本部長（現任）	3,300株
5	鈴木成章（すずき　しげあき） (昭和30年４月28日生)	昭和60年11月　ショーボンド建設株式会社入社 平成13年４月　同社東京支店総務部長 平成21年４月　同社管理本部経理部長 平成23年４月　同社執行役員管理本部副本部長 当社財務部長 平成23年９月　ショーボンド建設株式会社取締役執行役員管理本部副本部長 当社取締役広報管理部長兼財務部長（現任） 平成26年４月　同社常務取締役管理本部長兼経理部長（現任）	4,600株
※6	東城俊哉（とうじょう　しゅんや） (昭和37年２月18日生)	平成２年11月　ショーボンド建設株式会社入社 平成21年７月　同社総務人事部長 平成23年４月　同社執行役員総務人事部長 当社総務部長 平成24年７月　ショーボンド建設株式会社取締役総務人事部長 平成26年４月　同社常務取締役企画本部長兼総務人事部長（現任） 平成26年８月　当社総務部長兼コンプライアンス部長（現任）	1,600株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各取締役候補者は平成27年９月16日開催予定のショーボンド建設株式会社第58回定時株主総会で、同社取締役に選任される予定です。
３．※は新任の取締役候補者であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	松島（まつしま）　亨（とおる） (昭和29年２月28日生)	昭和52年４月　ショーボンド建設株式会社入社 平成14年４月　同社大阪支店総務部長 平成16年５月　同社経理部長 平成17年２月　同社執行役員経理部長 平成20年１月　当社執行役員経営企画部長 平成20年９月　ショーボンド建設株式会社取締役 平成20年９月　当社取締役 平成23年９月　ショーボンド建設株式会社監査役（現任） 平成23年９月　当社監査役（現任）	1,900株
2	渡邊（わたなべ）　敏久（としひさ） (昭和５年12月12日生)	昭和32年４月　裁判官任官 昭和36年５月　裁判官退官 昭和36年６月　弁護士登録（現在に至る） 平成12年９月　ショーボンド建設株式会社監査役（現任） 平成20年１月　当社監査役（現任）	6,062株
3	亀田（かめだ）　浩（ひろし） (昭和８年１月７日生)	昭和31年４月　株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成３年９月　同行副頭取 平成８年６月　株式会社日本ランディック取締役会長 平成14年１月　ショーボンド建設株式会社顧問 平成14年９月　同社監査役（現任） 平成20年１月　当社監査役（現任）	3,000株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．渡邊敏久氏及び亀田浩氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、渡邊敏久氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

３．渡邊敏久氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．亀田浩氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての幅広い分野に豊富な経験と識見を有しており、その経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

５．渡邊敏久氏及び亀田浩氏が監査等委員に就任した場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、両氏との間で、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
山崎（やまざき）　馨（かおる） （昭和12年12月21日生）	昭和48年４月　弁護士登録 昭和51年４月　山崎法律特許事務所（現山崎・秋山・山下法律事務所）開設 平成８年12月　当社顧問弁護士 平成16年９月　当社補欠監査役（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．山崎馨氏は補欠の社外取締役候補者であります。同氏の弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

３．山崎馨氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

４．山崎馨氏が監査等委員に就任した場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社との間で、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年９月26日開催の第１回定時株主総会において年額350百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等の諸般の事情も考慮して、これまでと同額の年額350百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名となります。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　**ホテル　イースト21東京　３階　「永代の間」**

東京都江東区東陽六丁目３番３号

電話（03）5683-5683

http://www.hotel-east21.co.jp/

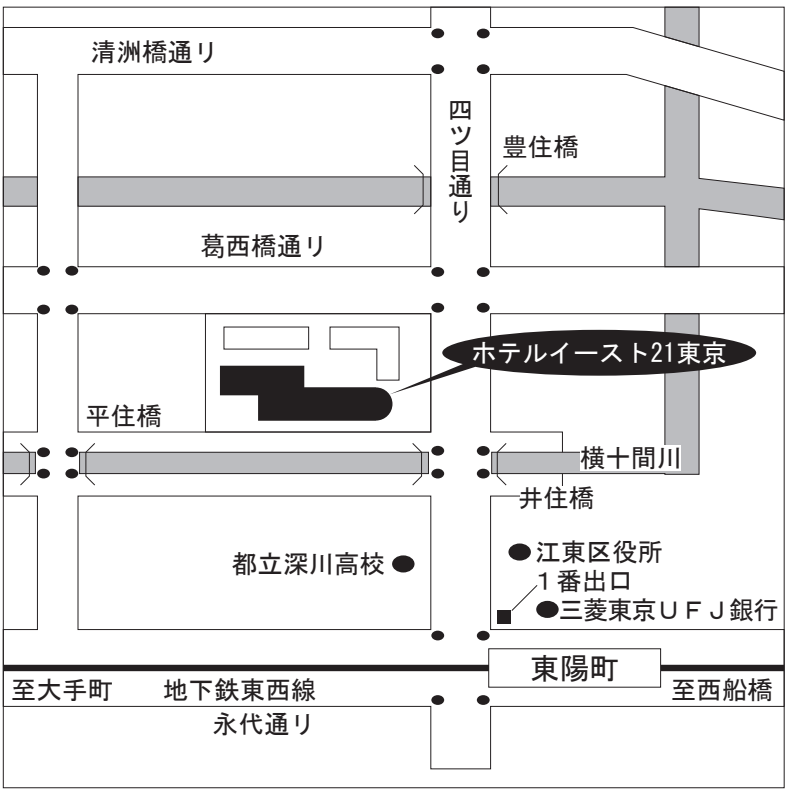

◎東京メトロ東西線東陽町駅（大手町寄り１番出口）より徒歩７分